

役員報酬・退職金規程

社団法人熊本県バス協会

社団法人熊本県バス協会
役員報酬規程

定款第17条

役員は、無給とする。

ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

常勤役員が存在するものの、

実際に報酬は支給していない。

また、今後も支給する予定がない。

社団法人熊本県バス協会
役員退職金規程

常勤役員が存在するものの、
実際に役員退職金は支給していない。
また、今後も支給する予定がない。